

薬生薬審発 0601 第 1 号  
令和 4 年 6 月 1 日

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

香りへの配慮に関する啓発ポスターについて (周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等に寄せられていることを踏まえ、厚生労働省を含む関係各省の連名で、別添の啓発ポスター(「その香り 困っている人がいるかも?」)を作成し、「香りへの配慮に関する啓発ポスターについて(周知依頼)」(令和3年9月1日付け薬生薬審発 0901 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知)により、香りへの配慮に係る周知について協力を依頼したところです。

今般、柔軟剤などを使用する消費者への香りへの配慮の啓発をさらに推進するため、貴会会員に対し、下記の事項について周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 啓発ポスターの印刷物について

別添の啓発ポスターの電子媒体については、以下のリンク先にて掲載しておりますが、印刷物が必要な場合は送付いたしますので、必要部数とともに送付先を併せて、各社ごとに本通知の問い合わせ先のメールアドレスまで、ご連絡ください。

なお、印刷物については、A5サイズを用意しております。数に限りがありますので、応募多数の場合は発送数を調整させて頂く場合があります。あらかじめご了承ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/assets/consumer\\_safety\\_cms205\\_210804\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/assets/consumer_safety_cms205_210804_01.pdf)

2. 啓発ポスターの掲示のご協力について

消費生活センター等には、近隣住人がベランダ等に干した洗濯物からの柔軟剤などの香りに関する相談が寄せられています。一年のうちでも特に窓を開ける機会が多い夏季期間中に啓発を行うことは効果的と考えられ、この点も踏まえ、店内に啓発ポスターを掲示するなど消費者に対する情報提供への速やかなご協力をお願いします。

お問合せ先：厚生労働省 医薬・生活衛生局医薬品審査管理課 化学物質安全対策室  
電話：03-5253-1111 (代表) E-mail: [chem-katei@mhlw.go.jp](mailto:chem-katei@mhlw.go.jp)

# その香り

## 困っている人がいるかも？

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。  
自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいることをご理解ください。



香りの強さの感じ方には個人差があります。

使用量の目安などを参考に、周囲の方にもご配慮いただきながらお使い下さい。